

医療法人解散認可後の手続きについて

秋田県健康福祉部医務薬事課

解散認可後に、医療法上必要となる手続きについてまとめましたので、参考にしてください。

1 清算人の就任登記

解散及び清算人の就任について登記した後、医療法人登記届（様式第 43 号）に登記事項証明書を添付して、遅滞なく、届出を行ってください。

2 清算中に就職した清算人がいる場合

（※ 解散認可申請時の清算人に変更が無い場合は、この手続きは不要です。）

清算中に就職した清算人がいる場合は、清算中就職した清算人登記届（様式第 46 号）により、登記事項証明書を添付して、その氏名、住所及び就任日を届け出てください。

3 清算終了届の提出

清算が終了したら、清算終了届（様式第 47 号）に必要書類を添付して所管の保健所へ、届出を行ってください。※清算人の就任から清算の終了まで時間がかかるため、失念されないようご注意ください。

【添付書類】

- ・精算の終了したことを証する書面
→ 医療法人の登記事項証明書
- ・精算による現務の終了、債権の取立て、債務の弁済及び残余財産の処分の概要
→ 社員総会議事録、清算事務報告書等（貸借対照表、収支計算書等清算した財産等の処分内容が分かる書類を添付）
- ・清算人による原本証明

4 書類の提出先は、所管の保健所です。（秋田市は、秋田市保健所です。）

5 医療法人制度については、医療法令の他、以下のサイトを参考にしてください。

○厚生労働省－医療法人・医業経営のホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/igyou/index.html

○秋田県公式サイト 美の国秋田ネットー医務薬事課（医務関係）

医療法人の手続き <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/56483>

医療法関係様式 <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/2219>

※届出に必要な様式は、こちらからダウンロードしてください。

(R5.1.6)